

2022 年 12 月 7 日

金融庁企画市場局企業開示課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対する意見について

2022 年 11 月 7 日付で意見募集が開始された「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対する意見

## 1. 別紙1関係（企業内容等の開示に関する内閣府令）

#	頁	該当箇所	意見等
1	2	(29) 従業員の状況 d、e、f	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」および「労働者の男女の賃金の差異」に関し、「提出会社及びその連結子会社それぞれにおける」と規定されている。</li> <li>・有価証券報告書においては、「関係会社の状況」において「重要性の乏しい会社」については、その社数しか開示しておらず、社名をはじめとした個社の内容は記載していないことを踏まえ、これら3項目の記載についても同様に、「重要性の乏しい会社」については開示不要とし、「重要性のある連結子会社」に限ることが合理的と考えられる。</li> <li>・以上を踏まえ、記載対象となり得るすべての連結子会社の数値を個々に記載する必要はなく、「重要性のある連結子会社」を記載対象とする取扱いで問題ないか確認したい。</li> </ul>
2	2	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」および「労働者の男女の賃金の差異」に関し、別紙5「記述情報の開示に関する原則－サステナビリティ情報の開示について－」において、「人的資本、多様性に関する開示に当たって、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差といった多様性に関する指標については、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるとされた。」と記載されており、連結ベースでの開示は、提出会社における連結子会社の重要性にもとづき、提出会社および「重要性のある連結子会社」のみを対象とした合計値を連結ベースで記載するという対応で問題ないか確認したい。</li> </ul>
3	2	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」および「労働者の男女の賃金の差異」に関し、「提出会社及び連結子会社」各社において、女性活躍推進法の規定による公表項目に相違があり得ることから、各社が同法の規定による公表をしている項目について、それぞれ記載すれば問題ないか確認したい。</li> <li>・仮に提出会社がこれらの項目を公表していない場合には、これらの項目を公表している連結子会社についてのみ記載することとし、提出会社に関する記載は不要であると理解してよいか確認したい。</li> </ul>

#	頁	該当箇所	意見等
4	2	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」および「労働者の男女の賃金の差異」に関し、「ただし、提出会社及びその連結子会社が（中略）女性活躍推進法の規定による公表をしていない場合は、この限りでない」と規定されていることから、女性活躍推進法等による公表を行っていない連結子会社や海外子会社は、有価証券報告書の記載の対象外であるという理解でよいか確認したい。</li> <li>・なお、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月13日）においては、「なお、女性活躍推進法、育児・介護休業法等他の法律の枠組みで上記項目の公表を行っていない企業（中略）についても、有価証券報告書で開示することが望ましい。」と記載されていることを踏まえると、有価証券報告書の記載の対象外である女性活躍推進法等による公表を行っていない連結子会社や、海外子会社についても有価証券報告書において記載することは問題ないと理解してよいか確認したい。</li> </ul>
5	2	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」および「労働者の男女の賃金の差異」に関し、セグメントに関連付けた記載は必要ないと理解してよいか確認したい。</li> </ul>
6	2	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結子会社の記載について、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」の該当ページのリンクを掲載する方法で問題ないか確認したい。</li> </ul>
7	3	(30-2) サステナビリティに関する考え方及び取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本項目においては、「記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には（中略）記載を省略することができる」とされている一方、別紙4「企業内容等の開示に関する留意事項について」の「5-16-4」においては、「当該事項を補完する詳細な情報について、提出会社が任意に公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる」とされている。</li> <li>・別紙1「(30-2)」においても、「提出会社が任意に公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる」ことを明記いただきたい。</li> </ul>

#	頁	該当箇所	意見等
8	3	(30-2) サステナビリティに関する考え方及び取組 c	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本項目に関連して、別紙4「企業内容等の開示に関する留意事項について」の「5-16-5」においては、「(前略) (30-2) ただし書きに規定する『記載すべき事項の全部または一部を届出書の他の箇所において記載した場合』には、例えば、同様式 (30-2) c (b) に規定する『当該指標を用いた目標及び実績』として、同様式 (29) に規定する (中略) 「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する」とされており、項目「(29)」と関係性が説明されている。</li> <li>・項目「(29)」において、記載対象となり得るすべての連結子会社の数値を個々に記載する必要はなく、「重要性のある連結子会社」を記載対象とする取扱いで問題ない場合には、本項目においても、提出会社および「重要性のある連結子会社」について、項目「(29)」で求められる内容を記載すれば問題ないと理解してよいか確認したい。</li> <li>・なお、この場合において、必ずしも連結ベースでの開示でなくてもよいと理解してよいか確認したい。</li> </ul>
9	4	(54) コーポレートガバナンスの概要 i	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(前略) 企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会の活動状況 (中略) を記載すること」に関し、提出会社における各委員会の重要性により判断して問題ないか確認したい。</li> </ul>
10	4	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(前略) 活動状況 (開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等) を記載すること」の「具体的な検討内容」に関し、年度を通じた議案すべてを網羅すべきか、それとも主な議案を記載することで問題ないか確認したい。</li> </ul>
11	4	(56) 監査の状況 a (b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(前略) 監査役会の活動状況 (開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等) を記載すること」の「具体的な検討内容」について、「主な検討事項」から改正されているが、改正趣旨を教示いただきたい。</li> </ul>

#	頁	該当箇所	意見等
12	5	(58) 株式の保有状況 d (e) 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式の保有目的に関し、「営業上の取引」および「業務上の提携」、それぞれの定義を解説いただきたい。</li> </ul>
13	5	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式の保有目的に関し、「営業上の取引」と「業務上の提携」を分けて記載する必要があるか確認したい。</li> <li>仮に分けて記載する必要がある場合には、初めに「営業上の取引」を目的として取得した株式の発行体と、その後「業務上の提携」を行ったとしても、「営業上の取引」を株式の保有目的として説明することで問題ないか確認したい。</li> </ul>
14	5	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>「営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とする場合には、当該事項の概要」とあるが、投資先に対する守秘義務等の観点から記載が困難な場合が考えられる。</li> <li>このような場合にはプレスリリース等で開示済みの情報の記載にせざるを得ないことや、そもそもプレスリリース等をしていないときには、内容の開示が困難である旨の記載、もしくは該当の有無のみの記載とせざるを得ないことが考えられるが、具体的にどのような記載を想定されているのか、例示をいただきたい。</li> </ul>

## 2. 別紙2関係（企業内容等の開示に関する内閣府令）

#	頁	該当箇所	意見等
15	1	(29) 従業員の状況 c	・連結子会社の記載について、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」の該当ページのリンクを掲載する方法で問題ないか確認したい。

## 3. 別紙4関係（企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン））

#	頁	該当箇所	意見等
16	1	5-16-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「当該事項を補完する詳細な情報について、提出会社が任意に公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる」とされているが、この参照書類は、例えば、EDINETやTD-NETによる公表資料に限定されないか確認したい。</li> <li>・また、参照書類を公表するツールに求められる要件があれば確認したい。</li> </ul>
17	1	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティ情報の開示に関し、国内外で開示の基準策定の動きが進んでいる。</li> <li>・財務情報とサステナビリティ情報の開示対象期間が一致することが、将来的には望ましいと思うが、現時点における、財務情報と非財務情報の開示のサイクルやデータ収集体制等を勘案すると、当面、サステナビリティ情報については、前事業年度情報の開示も許容いただきたい。</li> <li>・また、任意開示書類を参照する場合には、開示対象期間が相違するものが含まれることや、公表予定の開示書類の参照を許容する等、柔軟な運用を認めていただきたい。</li> </ul>
18	1	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生じるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する」に関し、例えば、有価証券報告書の提出後、参照書類が参照できなくなった場合や、参照書類の更新に伴い、有価証券報告書の記載内容との間に齟齬が生じた場合であっても、次回有価証券報告書等の提出時に修正すれば問題なく、訂正報告書の提出は不要であると理解してよいか確認したい。</li> </ul>

4. 別紙5 関係（記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－）

#	頁	該当箇所	意見等
19	1	望ましい開示に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業が、業態や経営環境等を踏まえ、重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報について、『ガバナンス』、『戦略』、『リスク管理』、『指標及び目標』の枠で開示することとすべきである」とされており、環境や気候変動に関する個別の公表については、企業の重要性の判断に依拠すると理解してよいか確認したい。</li> <li>・また、企業の重要性の判断に関するガイドライン等の提示や国内外の好事例の集約・提示を検討いただきたい。</li> </ul>
20	2	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「また、人的資本、多様性に関する開示に当たって、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差といった多様性に関する指標については、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるとされた。」と記載されているが、連結会社が多い会社には相当な事務負担になるにもかかわらず、業務特性が異なる会社の集合体である連結ベースの指標が投資家にとってどの程度有益な情報になるか不明確であることから、引用元である「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月13日）に記載のとおり、「投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるが、最低限、提出会社及び連結会社において、女性活躍推進法、育児・介護休業法に基づく公表を行っている企業は有価証券報告書においても開示することとすべきであるとされた。」と正確に引用すべきである。</li> </ul>
21	2	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティ情報の例について、「例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられる」と記載されているが、これらのテーマ全てをカバーする必要はなく、各企業で重要性を判断してテーマを選択し開示する、もしくはテーマ選択せずサステナビリティ情報を包含的に開示することで問題ないことを確認したい。</li> </ul>

5. 別紙7関係（附則）

#	頁	該当箇所	意見等
22	1	第二条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本改正案については、令和5年（2023年）3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等を提出するすべての企業に適用されると理解しているが、令和3年（2021年）10月1日に開催された金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループにおいては、サステナビリティ開示の充実の観点から段階的な対応も必要という趣旨の意見もあったと理解しており、段階的な適用も検討いただきたい。</li> </ul>

以上